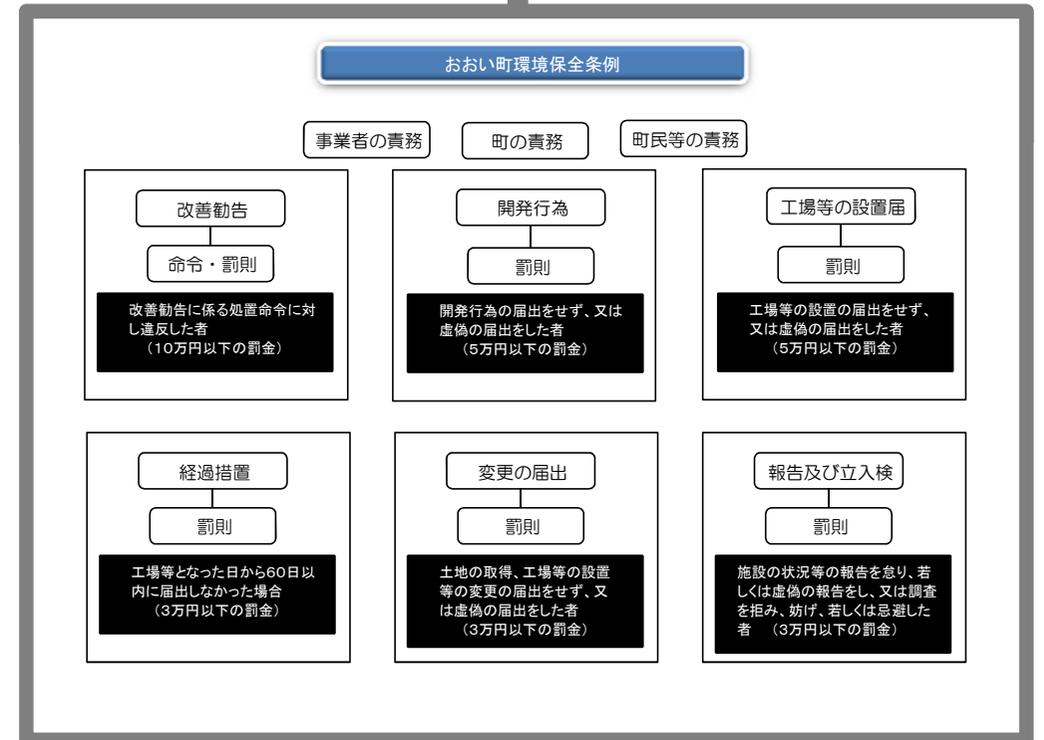
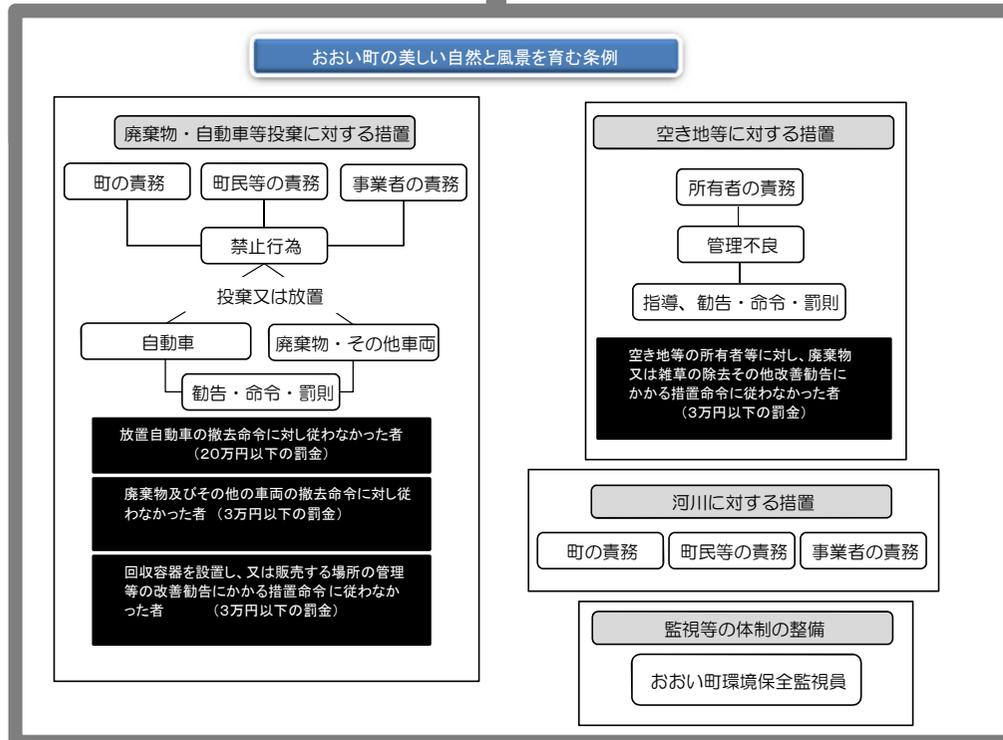
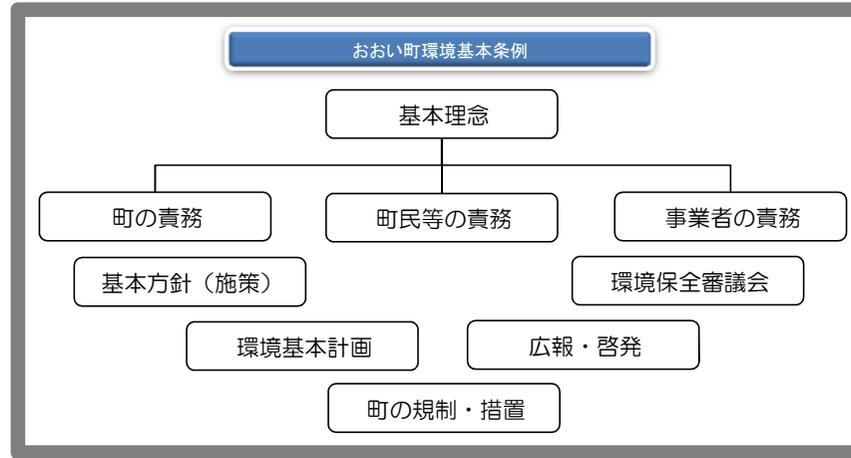


おおい町環境条例体系図



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本町における環境の保全と創造（以下「環境の保全」という。）についての基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において町民等の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 大気、土地、水及び野生の動植物をもって構成される環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (3) 町民等 町民、町内に通勤し、又は通学する者その他様々な目的を持って町内に訪れる者及び町内の土地又は建物の所有者又は管理者をいう。
- (4) 事業者 町内において、事業活動を行っている者をいう。
- (5) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全のための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境の保全は、町民等が生涯を通して健やかに人生が過ごせるよう恵まれた環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- (2) 環境の保全は、多様な自然環境に恵まれた本町の特性を生かし、人と自然とが共生でき、調和のとれた環境と景観が実現されるよう、適切に行われなければならない。
- (3) 環境の保全は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の基に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- (4) 環境の保全は、地球環境の保全を視野に入れ、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他活動において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、地域の自然的かつ社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民等は、基本理念に基づき、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び快適な環境の形成に資する行動に自ら努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、町民等は、その地域における環境の保全のための活動に積極的に参加し、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を自らの責任と負担において講ずるものとする。

- 2 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施

(施策の基本方針)

- 第7条 町は、基本理念に基づき、次に掲げる事項についての環境の保全に関する施策を実施するよう努めなければならない。
- (1) 環境の保全を積極的に行う人を育むこと。
 - (2) 公害のない安心で心にゆとりのある生活環境の創出をすること。
 - (3) 資源の有効利用を図り、ごみの排出を抑制した循環型社会の形成をすること。
 - (4) 海、山、川及び里の豊かな自然環境を育むこと。

(環境基本計画)

- 第8条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。
- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する目標及び施策
 - (2) その他環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項
 - 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民等、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
 - 4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、第15条に規定するおおい町環境保全審議会の意見を聴かななければならない。
 - 5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

(町の規制又は措置)

- 第9条 町は、環境の保全を図るため、その適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制又は措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、町は、新たな環境への負荷、自然の遷移等による環境の保全上の支障を防止し、環境の保全を図るため、必要な規制、指導その他措置を講ずるよう努めなければならない。

(町の環境の保全に関する広報、啓発活動等)

- 第10条 町は、町民等及び事業者が環境の保全について理解を深めるとともに、環境の保全に配慮した日常生活及び事業活動が促進されるよう広報、啓発活動の充実並びに環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

- 第11条 町は、町民等、事業者又は民間団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

- 第12条 町は、第10条に定める環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに前条に定める町民等、事業者又は民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利又は利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(情報の収集等)

- 第13条 町は、環境の保全に関する施策を適切に実施するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その調査の実施、監視、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

- 第14条 町は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策については、国、県その他地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 環境保全審議会

(設置)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、おおい町環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 審議会は、町長の諮問に応じ、環境の保全全般に関する事項について調査し、及び審議する。
2 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1) 学識経験を有する者
(2) 町民等の代表者
(3) 民間団体及び事業者の代表者
(4) 前3号に定めるもののほか、町長が必要と認める者
3 前項の委員のほか、専門的事項を調査し、及び審議するため町長が必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
2 特別委員の任期は、その者の委嘱に係る専門的事項の調査及び審議が行われている間とする。

(会長の選任及び権限)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第21条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年9月1日から施行する。

(特例措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(名田の荘郷づくり構想にかかわる自然にやさしい郷づくり条例の廃止)

3 名田の荘郷づくり構想にかかわる自然にやさしい郷づくり条例（平成15年名田庄村条例第13号）は、廃止する。